

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では多くの市町で女性の県外転出が多く、人口減少が問題となっているが、その主な要因の一つとして女性の就業機会が少ないことが考えられる。そこで、より多くの女性を地域の基幹産業である農林水産業の多様な担い手として確保するために、都市圏の女性を対象に、平成28年度から地域で活躍している「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」が愛媛の農林水産業の魅力発信や収益性をPRすることにより、本県への就業を促進することを目的とする。

2 事業費（委託料）

3,256,200円（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税及び地方消費税については、改正後の税率（10%）で契約締結するため、改正後の税率（10%）で見積もること。

3 事業期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

4 事業内容

（1）業務の内容

都市圏（主に東京都）の女性を対象に、本県の一次産業への就業を促進するため、以下の内容に従って、多様な手法によりマルチメディアPR等を行うこと。ただし、具体的な実施内容については、6の「事業計画書」において定めるものとする。

ア マルチメディアPRの実施

- ①「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」メンバーを主人公にした活動ビデオの企画・作成
 - 都市圏（主に東京都）女性の一次産業への就業意欲を高める活動ビデオの企画・提案を行うこと。
 - 取材クルーを組み、「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」メンバーの活動市町を訪問し、1か所以上（1人以上）で取材撮影すること。
 - 約1分と約15秒の2種類の編集を行い、2種類のビデオを作成すること。
 - DVDで10枚提出すること。
 - Web動画メディア（YouTube等）やSNSへ投稿すること。
 - ビデオが掲載できるデジタルサイネージ等を提案すること。
 - 県統一コンセプト「まじめえひめ」を活用すること。
 - 女性のストレスオフ県ランキング全国1位であるいやしが感じられる内容を取り入れること。
 - 7月上旬までに完成すること
- ②本県の一次産業の魅力の発信や就業相談会・一次産業体験ツアーの告知ができるポスターとチラシのデザイン・企画・作成・発送
 - 都市圏（主に東京都）女性の一次産業への就業意欲を高めるポスターとチラシの企画・提案を行うこと。
 - 上記①の活動ビデオ取材時にポスターとチラシの素材も撮影・取材し、ビデオと連動したポスター、チラシとすること。

- 「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」メンバーをデザインに組込むこと。
- 就業相談会や一次産業体験ツアーに誘導できるデザイン・内容とすること。
- ポスター、チラシ内にQRコードを付し、就業相談会や一次産業体験ツアーの告知ができること。
- 県統一コンセプト「まじめえひめ」を活用すること。
- 女性のストレスオフ県ランキング全国1位であるいやしが感じられる内容を取り入れること。
- 印刷物の枚数・送付先（予定）

チラシ

配布・使用方法	送付先	部数
東京都育成支援課（ひとり親関係）（63×50）	1	3,150
区福祉窓口へ送付 公立保育園・児童館・児童クラブ（709+450+891+23）×30	23	62,190
県外事務所等（東京事務所・せとうち旬彩館・えひめ移住コンシェルジュ・伊予銀行・愛媛銀行×20）	5	100
各市町に情報提供（20市町×20）	20	400
地方局に情報提供（5局×20）	5	100
県単独相談会、フェアで活用（8回×30）	1	240
予備		520
合計	55	66,700

ポスター

配布・使用方法	送付先	部数
東京都育成支援課（ひとり親関係）（63×2）	1	126
区福祉窓口へ送付 公立保育園・児童館・児童クラブ（709+450+891+23）×1	23	2,073
県外事務所等（東京事務所・せとうち旬彩館・えひめ移住コンシェルジュ・伊予銀行・愛媛銀行×2）	5	10
各市町に情報提供（20市町×2）	20	40
地方局に情報提供（5局×3）	5	15
県単独相談会、フェアで活用（8回×3）	1	24
予備		212
合計	55	2,500

- その他、事業目標達成のために効果のある、印刷物や配布物を提案すること。
- 7月上旬までに完成すること

- ③本事業の目的である、都市圏（主に東京都）の女性を対象にした本県への就業を促すための効果的な企画の提案
 - 都市圏（主に東京都）において、上記①と②で作成するビデオや印刷物を活用したメディア等への露出やスマートフォン等でSNSをとおし、本事業が広報・PRできる企画を提案すること。

イ 愛媛県一次産業体験ツアーの実施

- ①都市圏（主に東京都）から本県へ就業を希望する女性を対象に、就業意欲を高めるため、県内をめぐり一次産業体験ツアーを企画・実施すること。

○バスツアー

○募集人数 最大12名

○2泊3日（農家民宿をメインに宿泊）

○視察先での交流会を1泊目と2泊目に実施する

○交通費・宿泊費・食事代の個人負担なし

- ②視察先は「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」メンバーが活動する市町やほ場とすること。

- ③体験ツアー行程（案）を参考に、県担当者と協議の上、行程を作成すること。

○行程案（開催時期2月～3月予定）

1日目	松山空港着	バス移動	西条市着	メンバーほ場 サトイモ収穫 JA西条・JA周桑研修農場見学	バス移動	メンバーや関係者との交流会 就業に向けた制度の説明	西条市内泊
2日目	西条市発	バス移動	内子町着	道の駅見学 メンバー・研修農場見学 就農相談	バス移動	八幡浜市着 JAIにしろわ研修農場見学 地元若手農業者との交流	八幡浜市内泊
3日目	八幡浜市発	バス移動	久万高原町着	久万高原農業公社研修農場 またはメンバーほ場見学 就農相談	バス移動		松山空港発

- ④参加者の効果的な募集方法について提案すること。

5 企画提案書の内容

上記の企画・運営に係る提案内容として以下の事項を明記すること。

- (1) 事業実施内容やスケジュールなどの具体的な提案と考え方
- (2) 業務の実施体制、スタッフの配置等の考え方

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8 成果物の帰属及び著作権

- (1) 受託者が本事業で制作した成果物のすべての著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害してはならないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県への了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

11 留意事項

- (1) 企画提案書はできるだけ具体的に、わかりやすく記載すること（専門用語などは必要に応じて注釈を付すこと）。
- (2) 印刷物の数は、本使用書作成時点の想定であり、増減する可能性がある。
- (3) 受託者は、本事業を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営をすること。
- (4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに農政課農地・担い手対策室に連絡すること。
- (5) 作成したデータ及び使用した写真等は愛媛県に提出すること。
- (6) 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とすること。
- (7) 取材・撮影の手配、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は、受託者において行うこと。ただし、撮影の場所や内容については、事前に愛媛県の承認を受けること。
- (8) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、愛媛県と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (9) 愛媛県が、取材・撮影等の制作過程において収録した写真・映像等の素材の使用を希望するときは、受託者はこれに協力すること。
- (10) 本事業に係る苦情、第三者からの異議申し立て、紛争の提起等については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (11) 事業の実施にあたっては、愛媛県と十分協議を重ねながら実施すること。

(別記)

<甲：愛媛県、乙：受託者>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。